第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定について

1　都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２の規定に基づき、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針です。

概ね２０年後の都市の姿を見据え、１０年後を目標年次とする整備目標などを定めます。

2　第三次都市計画マスタープラン策定の目的

本市は、現在の都市計画マスタープランの下さまざまな都市基盤の整備に取り組んできましたが、近年は人口減少や少子超高齢化の進展、大規模災害の発生、市民の居住ニーズの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。

また、令和６年度からは市の最上位計画である第六次総合計画が新たにスタートすることから、上位計画の内容や社会情勢の変化を的確に捉え、まち全体の暮らしの質を高め、持続可能なまちづくりを推進するため、第三次都市計画マスタープランを策定します。

3　第三次都市計画マスタープランに定める事項（案）

定める事項	内　　容
⑴　計画の基本的事項	背景や目的、計画期間・目標年次などを設定します。
⑵　都市の現況・特性	さまざまな基礎的調査の結果を基に、人口動向、土地利用の状況、生活利便性など、本市の現況や特性を分析します。
⑶　都市づくりの課題	市民アンケートの結果、現況や特性の分析結果、現行計画の達成状況の検証結果などを基に、本市の都市づくりの課題を整理します。
⑷　全体構想	・将来に向けた都市づくりの基本理念や目標を設定します。 ・将来の望ましい都市の姿を、多様な機能が集まる「拠点」や主な移動動線である「軸」、土地利用の方向性を示す「ゾーン」などによって空間的に示した将来都市構造を設定します。 ・基本理念の実現や目標の達成に向けた都市整備の方針（土地利用の方針、都市施設の整備方針など）を設定します。
⑸　地域別構想	・市民アンケートや各種分析の結果から地域の課題を整理します。 ・地域別ワークショップを開催し、地域がめざす将来の姿などを検討します。 ・地域ごとの基本理念や目標、地域整備の方針などを設定します。

4　策定体制

第三次都市計画マスタープランの策定に当たっては、素案策定段階において、市民の意見を反映させるため、学識経験者、各種団体代表者などで構成される外部検討組織として、「都市計画マスタープラン策定検討会議」を設置し、意見を求めることとします。

また、素案の検討に当たっては、庁内の部門間の調整を行うため「都市計画マスタープラン庁内策定部会」を設置します。

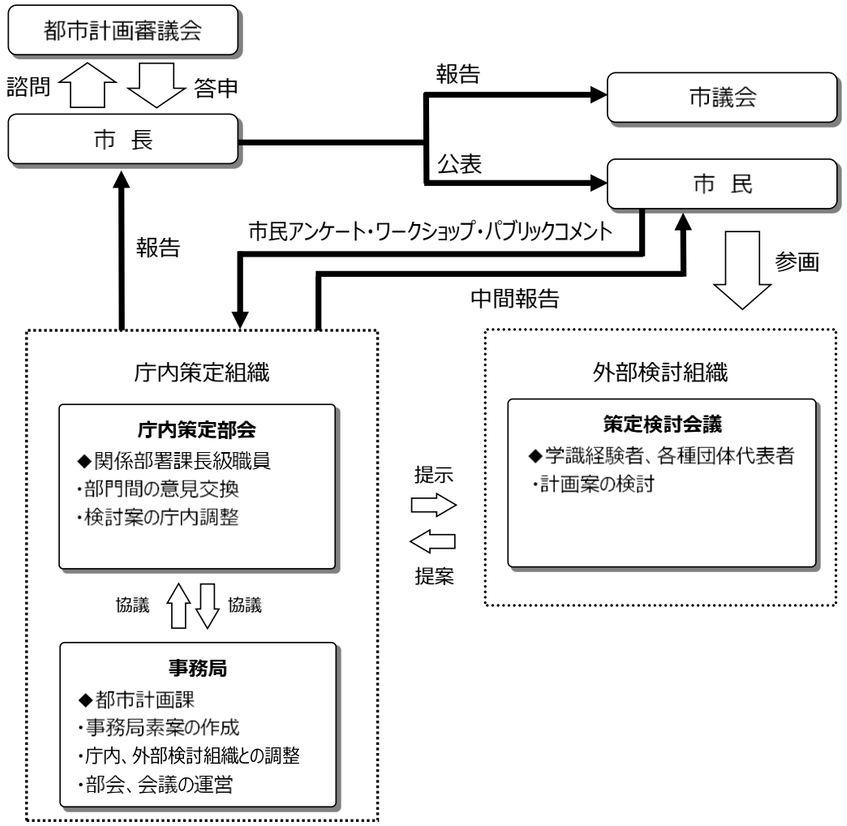

図　都市計画マスタープラン策定体制

5　策定手順及びスケジュール

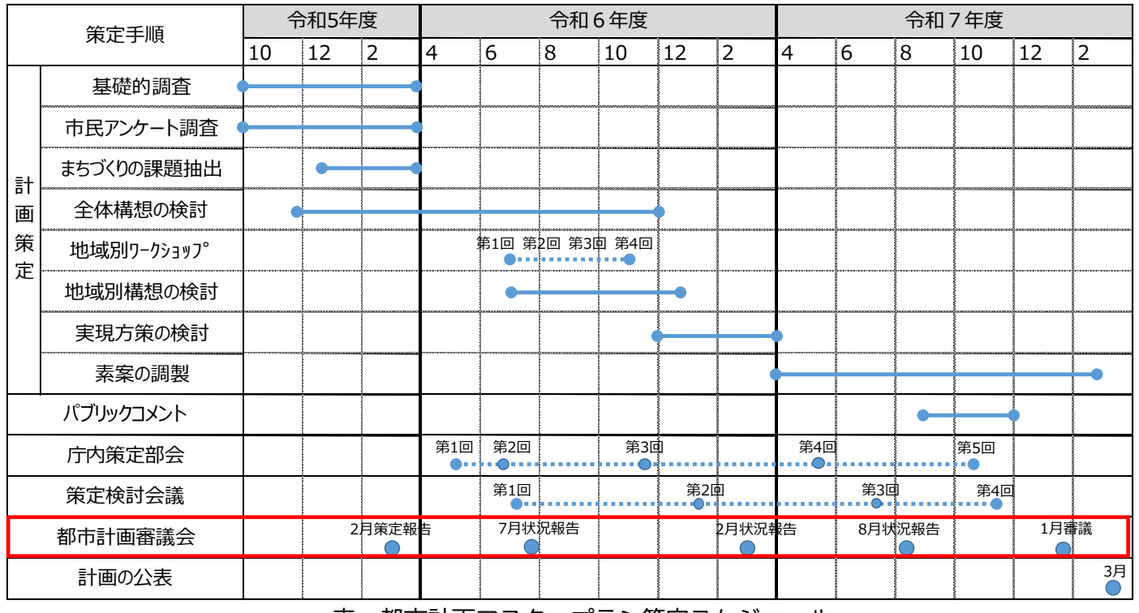

表　都市計画マスタープラン策定スケジュール

※　現時点での想定スケジュールであり、今後の会議の進捗などによって変更が生じます。